日本で展開される
象牙の違法取引と不正な登録

EIA-GLOBAL.ORG

EIAは、秘密調査を導入して世界中の環境犯罪を暴く、非営利組織のパイオニアとして25年以上の実績を積んできた。秘密情報報告書、証拠書類、キャンペーンに関する専門知識、そして国際的なアドボカシー活動ネットワークによって、、EIAは市場の需要、政府の政策および野生生物と環境関連製品に関する国際取引における法執行の変化を促進することによって、広範にわたる環境保護を達成することを可能にして謝き辞た。

謝辞

Environmental Investigation Agency, Inc.は、Briar Patch Fund, Overbrook Foundation, そして Shared Earth Foundation のご支援に心より感謝申し上げるとともに、トラ・ゾウ保護基金 には、技術的助言を いただいたことにお礼を申 し上げる

© Environmental Investigation Agency 2015.

Environmental Investigation Agency, Inc. の書面による許可 なしに、この報告書の全部または一部のいかなる 形態、いかなる方法による複製も禁止します。この報告書は、EIAへの資金提供者の意見を必ずしも反映するものではなく、その内容には EIAのみが全 面的に責任を負うものです。

Cover: EIA

目次

3 序文

4 欠陥のある日本のホール・タスク登録制度

6 調査：ホール・タスクの登録手続

8 盛況な日本の象牙インターネット取引

11 結論および提言

DJ Cockburn / Flickr

序文

日本が採用している象牙の国内取引に対する規制は、しばしば模範的な制度として注目を浴びてきた。しかし実際には、日本の制度は抜け穴によって病んでおり、また規制力の弱い法律によって効果をそがれてしまっている。その結果、最も基本的なレベルにおいてさえ、意味のある規制は存在しないに等しい。取引される象牙が増加するとともに違法な活動がはびこり、制度の濫用が蔓延している。

象牙の国際取引は、国連の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約またはCITES）によって規律されている。1970年および1980年代に生じた1度目の、国境を越えたゾウの破局的な密猟に対処すべく、1989年に象牙の国際取引が禁止された。

1997年、CITESの締約国は、国際取引禁止を解除して、ボツワナ、ナミビアおよびジンバブエが「試験的に」ほぼ50トンの未加工の在庫象牙を日本に販売することを許可した。2007年、CITESの締約国は、さらに国際取引禁止を解除し、日本および中国が、南部アフリカ諸国による一連のオークションで入札されたおよそ110トンの象牙を合法的に輸入することを許した。　この2度目の象牙販売に続くように、ゾウの密猟はアフリカ全土で急速に増加し始めた。

CITESで公式に許可された2度の象牙販売は、そのいずれもが、密猟の急増を防止すべく、日本において、違法象牙が国内象牙市場に入り込むことを防止するための厳格な象牙の国内取引規制が採用され、かつ実施されることを条件としていた。それぞれの象牙販売を許可する前に、CITES事務局の検証ミッションが日本の象牙規制を制度化する法律を検証するため、来日している。2006年、CITES事務局はCITES常設委員会に対して、日本では「象牙が登録される際、合法的な出所および取得の証拠が提出されなければならないことになっている」と報告した。

しかし、実際のところ、日本のホール・タスク登録制度においては意味のある合法性証明が求められていない。この報告書で説明されるとおり、日本の象牙取引規制は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）で規制されているが、多数の抜け穴および規制の例外が設けられており、とりわけホール・タスクの登録制度はほとんど役に立たない代物である。隣近所や親せきとの口裏合わせで作成された、象牙の入手経緯や出所に関するまったく根拠薄弱な一筆を差し入れさえすれば、それ以外に何の実質的な裏付けがなくても、いともたやすく登録を受けられる。つまり、違法象牙が合法化されてしまうのである。

2015年夏、日本政府によるホール・タスク登録制度の抜け穴がどのように濫用されているかを理解すべく、日本の象牙取引業者に対する秘密調査を実施した。調査員は、おそらく悪質な行為を働く2, 3の者が発見されるだろうと期待していたが、実際には多数（80%）の象牙取引業者が、違法な登録に関与する意図を口にした。違法行為のタイプは、由来が不明な象牙を無登録のまま買取ることから、虚偽の情報を使って登録をすることにまで渡る。取引業者は、登録の仕組みをいかに欺くかについて遠慮なしに語っている。日本政府が注意深く彼らの行動を監視していると信ずる理由はどこにもない。何人かの業者は中国へ象牙を売っていることを鼻にかけてさえいた。

日本における象牙のインターネット取引は、大量の象牙がショッピングサイトやオークションサイトを通じてエンドユーザーに販売されているにもかかわらず、政府による現実的監視なしに実行されている。EIAは、2010年の調査で、66業者がYahoo!ショッピングで象牙を広告していたことを発見し、日本における象牙のインターネット取引に対して懸念を抱いた。そして、2014年の調査では、「楽天市場」の推定28,000の広告で象牙製品の購入が持ち掛けられていたことを確認した。

調査員は、Yahoo!オークションにおける10年間の落札データの詳細を含め、日本における象牙のインターネット取引をより詳細に検証した。その結果、象牙製品の広告と落札が衝撃的なほど増加していることが判明した。2012年から2014年の間だけで12トンを超えるホール・タスクとカット・ピースがYahoo!オークションで落札されていた。そこには800本のホール・タスクが含まれる。2005年から2014年の間には、Yahoo!オークションで2700万ドル（26億円）もの象牙製品が落札されていた。しかし、象牙のインターネット取引業者は、最も基本的なレベルにおいてさえ法律上の遵守事項に違反している。しかも、新たに得られた証拠は、インターネット取引により得られた象牙が中国に送られてきたという事実を示唆している。

CITESでは1回限定の象牙取引が過去2度認められたが、その1度目の輸入から16年を経た今でも、日本が国内象牙取引を規制し切れていないことは明白である。アメリカ合衆国および中華人民共和国は、象牙の国内取引を禁止する考えを公表した。EIAは、日本政府に対し、両国同様、自らの役割を果たすべく、象牙の国内取引を禁止するよう求める。

欠陥のある日本のホール・タスク登録制度

ホール・タスク（全形を保持した象牙）の「登録制度は、日本における象牙の国内取引規制の屋台骨と考えられている。違法な象牙がロンダリングされ、日本市場に流入させないための重要な防火壁とすることが意図されているのである。2005年、日本政府はワシントン条約（CITES）事務局に対し、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）は、未加工象牙が登録を受けるにあたり、合法性の証明が要求されている、と報告した。そして2006年、CITES事務局はCITES常設委員会に対し、日本では、「象牙が登録される際、合法的な出所および取得に関する証明がなされなければならないことになっている」と報告している。1[1]

しかし、ホール・タスク登録制度が、CITESが求める法的要件を満たすものではなく、違法象牙が日本の国内市場に流入することを防ぎえないものであることは、遅くとも2001年以来日本政府に認識されていた。

日本政府による慎重さに欠けた種の保存法の運用は、内容虚偽の書類と供述が広く利用される事態を生み、それが違法、つまり密輸された象牙が登録を受けることを可能にしてしまっている。深刻な欠陥が今日まで続いているのは、日本の法律そのものに見られる不備と、その弱体な運用の両方による。その結果、合法的に入手されたことを証明できる実在の証拠の一片すらなしに、由来の怪しい象牙が毎年1千本以上、合法化されているのである

背景

象牙の国際取引は、国連の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約またはCITES）によって規律されている。1970年および1980年代に生じた1度目の、国境を越えたゾウの破局的な密猟に対処すべく、1989年にアフリカゾウの全個体群がCITES附属書Iに掲載され象牙の国際取引は禁止された。このとき日本は世界最大の象牙の輸入国であり、1970年から1989年の禁止までの間に5,000トンもの象牙を輸入していた。これは、およそ25万頭のゾウの屍に備わっていたはずの牙の量に相当する。[2]

1997年、CITESの締約国は、国際取引禁止の例外として、ボツワナ、ナミビアおよびジンバブエが「試験的に」ほぼ50トンの未加工の在庫象牙を日本に販売することを許可し、1999年に輸出が行われた。[3]　2007年、CITESの締約国は、さらに日本および中国が南部アフリカ諸国から一連のオークションを経て合法的に象牙を輸入することを許し、例外とはいえ、象牙の国際取引禁止を2度にわたって解除した。20以上のアフリカゾウ生息国とほとんどの環境主義者はこのオークションに反対した。なぜなら、象牙需要の復活は広範なゾウの密猟を促進するからである。2008年、合計およそ110トンの象牙がジンバブエ、南アフリカ共和国、ナミビアおよびボツワナで、日本と中国の業者によって落札された。[4]　果たして、この2度目の象牙販売に続くように、ゾウの密猟はアフリカ全土で急速に増加し始めた。

CITESで公式に許可された2度の象牙販売は、そのいずれもが、日本においても（2度目の販売に際しては）中国においても、密猟の急増を防止すべく、違法象牙が国内象牙市場に入り込むことを防止するための厳格な象牙の国内取引規制が採用され、かつ実施されることを条件としていた。象牙の規制については、CITES決議Conference 10.10　(Rev.　CoP16)「ゾウの標本（訳注：標本specimensは、種の個体、身体の部分、派生物を包含する）」（以下「決議10.10」という）に定められている。そこでは、未加工象牙に対する実効性のある取引規制および加工象牙に対する確実に実効性のある強制的措置および監視が、その他の安全策とともに要求されている。

2度の象牙販売はまた、CITESが公認した象牙オークションで合法的に象牙を買える「CITESにおける取引相手国」としての資格を認められることを条件としていた。オークションに先立ってCITES事務局のミッションが来日し、国内法と運用上の仕組みが違法な象牙取引を防止するのに十分であるかどうかを検証するため、象牙を規制する法制度を検討し、政府関係者からヒアリングを行った。これらの検証ミッションは、それぞれ象牙販売に先立つ、1998年、2005年および2006年に実施された。

各検証ミッションの間に派手な欠陥は暴露されたものの、CITES事務局は日本による象牙規制の仕組みを認可した。重要なことは、2006年の検証ミッション報告書において、CITES事務局が日本の法律は「象牙が登録される際、合法的な出所および取得の証拠が提出されなければならないことになっている」5と確認していたことである。しかし、実際のところ、日本のホール・タスク登録制度においては意味のある合法性証明が求められていない。そして、違法象牙が容易に日本の国内市場でロンダリングされてしまうという巨大な抜け穴が今日まで残っている。

未加工象牙規制のための日本の制度

日本の象牙取引規制は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に示されている。[6]　登録手続は、環境省によって監督されているが、登録事務の実施は、非政府組織である「一般財団法人自然環境研究センター」（JWRC）（以下「自然環境研究センター」という）[7]に行わせるものとされている。登録制度の核

自然環境研究センターは、象牙の譲渡しのために必要となる登録事務を行う。/ 自然環境研究センターが交付した象牙の登録票

一般財団法人
自然環境研究センター
JWRC Japan Wildlife Research Center

国際希少野生動植物種登録票
登録記号番号　第　100－000390　号

登録を受けた国際希少野生動植物種の器官等	種名	アフリカゾウ
	器官等の区分	牙
	登録時（平成22年8月　日）における主な特徴	全長　146.0cm 重量　18.30kg
備考		

00203-0002
平成 22 年　8 月 31 日交付
財団法人自然環境研究センター　理事長

心は、未加工象牙の合法化（「登録」）を許す要件のあり方にある。

国内でホール・タスクを所有し取引しようとする者は、取引に先立ってその登録を受けることが法律で求められている。[8]登録がされると、自然環境研究センターは申請者に登録票を交付する。登録後は、象牙所有者が牙を切断するなど、もはや全形を保持した象牙でなくなった場合は、登録票を30日以内に返納しなければならない。[9]合法的な出所をもち、合法的に取得されたホール・タスクのみが種の保存法にもとづいて登録できる。合法的に登録できる象牙は、基本的に以下の場合に限られる。[10]

- CITESによる象牙取引禁止が発効した時点よりも前に、日本に輸入され、または日本国内で取得された象牙（以下「条約適用前取得の象牙」という）
- CITESで認められた2回のオークションを経て日本に輸入された象牙

CITESが認めたオークションで入手された象牙は、日本に到着してただちに登録されているので、その後現在に至るまでに合法的に登録されている象牙は、唯一、条約適用前取得によるものだけである。しかし、種の保存法は、いくつもの抜け穴によって病んでいるため、いかなる年代の象牙であろうと非常に容易に登録を受けられ、それらが国内合法市場に流入することになる。

見せかけだけの日本の象牙登録制度

2006年に実施されたCITES事務局の検証報告に反し、種の保存法は、登録申請される未加工象牙の出所と取得に関し、意味のある合法性証明を要求していない。つまり、現行の登録手続の下では、政府機関による公的な合法性証明書類は求められていない。自然環境研究センターは、一般的に、(1)象牙を日本国内で取得し、または日本に輸入した者によって記載された書類[11,12]、および(2)第三者の陳述内容を記載した書類を含む、合法的取得を裏付けるその他の書類の提出をもって、登録申請を受理している。この事実は、合法性証明の基本的な根拠が当該象牙の登録がなされることで利益を受ける者の述べることに依存していることを意味している。自然環境研究センターは、登録要件への該当性を確認するため、追加書類を要求することもできる。しかし、そのような対応がとられることはほとんどなく、そうされる場合であっても、象牙の輸入に関して税関が作成した書類、象牙の取得に関する納品書、政府機関指定の

ある小売店は、高級な象牙印章の購入をすすめた。

様式による譲渡しに関する書類等が求められることはない。ほとんどの場合、親族や知り合いの作成した書類があれば登録申請書類としては十分とされる。

このような仕組みは、濫用されやすく、また詳細に分析されるとおり、象牙業者による偽証その他の違法な行為が、至るところで当たり前のように蔓延している。日本政府は、このような法律の弱点を2001年以来認識していた。この年、自然環境研究センターは、環境省に対して、虚偽の内容の譲渡しに関する譲渡人作成書類や所有権に関する所有者作成書類が作成され、登録のための証拠書類として提出されていることを報告した。さらに自然環境研究センターは、環境省に対して、公的機関の発行した書類が申請書に含まれていない場合は登録申請を受理しないこととしてよいか否か、また、そのような場合（公的機関の発行した書類がない場合）、さらに申請者に対して取得経緯に関する説明を求め、特段の疑問がない場合、「必要な書類の作成」を求めることとしてよいか否かを照会した。[13]環境省は、自然環境研究センターの提案を承認し、公的機関が発効した書類は必ずしも必要ではないことを認めた。[14]このようにして、重大な濫用行為に対する初期の警告があったにもかかわらず、環境省は、象牙登録における証拠要求の厳格化を見送った。

違法象牙が国内市場でロンダリングされるための道が整えられていることに加え、種の保存法による登録要件証明に関する要求は合法性を証明するには不十分である。自然環境研究センターによって受理されている象牙所有者や親族を含む第三者の作成書類は、信ぴょう性のある証拠とは評価できない。信憑性のある証拠というには、信用性があり、かつ裏付けがとれるものでなければならない。自分自身のための物質的恩恵を受けるために作成された証拠は、その性質上信用するに足りない。偽証である場合には処罰されるという前提を伴わない場合はなおさらである。さらに、自然環境研究センターが受理している書類においては偏向がない者によって証明されるべきことも、利害関係を持たない者によって証明されるべきことも求められていない。事実を裏付けるための追加的な書類を求めるかどうかは、完全に自然環境研究センターの裁量にまかされており、親族や友人による作成書類がいともたやすく受理されている。

興味深いことに、1997年のCITESアフリカゾウ専門家パネルによる検証報告書は、種の保存法が施行され、既存在庫が一時にまとめて登録された1995～1996年、公的書類または誓約書が要求されたことを確認している。[15]その時点では、おそらくほとんどの既存在庫がマーキングされていなかったため、象牙所有者による誓約書が大多数の象牙（およそ75%）の登録のために用いられたようである。このように、日本政府による象牙の合法性を証明するための証拠の最低限は、当初から衝撃的なほど低いレベルにあった。

種の保存法上、ホール・タスクの登録を得るための合法的取得の証拠として受理できる、と環境省が解釈する書類は、到底、合法性証明と呼ぶに値しないものであり続けている。CITES事務局の検証ミッションが1998年、2005年および2006年に日本の象牙国内取引に対する規制について検証した際、この証拠要求の緩やかさを理解していたかどうかは明らかでない。しかし、法律を運用する自然環境研究センターと環境省自身についてはもちろん、日本に巣くう多数の悪徳象牙業者もまた、法律の欠点をよく承知しているのである。

象牙の三味線用撥（バチ）。演奏家は、中央アフリカに生息し、特に絶滅のおそれの高いマルミミゾウの「ハード・アイボリー」からつくられたものを好む。

ボックス:二重三重の抜け穴

証拠の要求度が低次元であることは別として、ホール・タスクの登録の仕組みは、他にも深刻な抜け穴を抱え込んでおり、規制の実効性を損なっている。

- （譲渡されることなく）自己使用のために象牙が所有されている限りでは、登録を求められない。このことは、日本国内の象牙のすべてが政府の規制や監視下にあるわけではなく、新たな違法象牙が既存在庫に紛れ込み、その後登録され得ることを意味している。
- 決議10.10が求めているホール・タスクのマーキング手続は、種の保存法上求められていない。この抜け穴は、登録を受けた牙が加工されたり、売却された後、その登録票を、近いサイズの違法象牙のために流用することを可能とする。
- 登録を受けようとする象牙の現物の確認は、種の保存法上許されておらず、そのことは最低限行うべき監視のレベルをさらに押し下げ、違法象牙の追跡をより難しくしている。自然環境研究センターができることは登録申請書に添付された書類を検討するだけである。
- CITESの決議10.10は、重量が1kg以上かつ長さが20cm以上の象牙カット・ピースについてはマーキング（印付け）することを求めている。しかし、種の保存法はあらゆるカット・ピースについて、登録はおろか、マーキングすることすら求めていない。決議10.10は「未加工象牙」とは「磨かれているかそうでないか、どのような形状であるかを問わず、すべてのホール・タスクおよびすべてのカット・ピース」と定義している。日本では、カット・ピースについて登録もマーキングも求めていないこともあってか、違法なホール・タスクは、追跡を逃れるべく、しばしばいくつかの部分に分割される。

調査：ホール・タスクの登録手続

2015年夏、日本政府によるホール・タスク登録制度の実効性を理解すべく、日本の象牙取引業者に対する秘密調査を実施した。登録制度は、象牙の国内取引規制の屋台骨だからである。日本人調査員は、象牙取引業者たちが由来が不明な象牙を無登録のまま買取ることを申し出、虚偽の内容の書類を作成して登録を確保している実態について、決定的な証拠を暴き出した。

調査員によって37の象牙業者が選定され、それらが無登録のホール・タスクを買い取る意思があるかどうかを確認すべく、調査は開始された。これらの業者は、自身のウェブサイトでホール・タスクの買取りを広告し、または「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」、「楽天市場」、「楽天オークション」でホール・タスクの広告・出品を行っている者の中から選定されている。

調査員は、15年前すなわち2000（平成12）年頃に没した亡父が入手した象牙の売り先を探している一般市民として、象牙業者に接触した。なお、日本では、1989年にCITESで採択され、1990（平成2）年に発効した取引禁止以前に輸入された象牙のみが合法的に登録できる。

調査された37業者のうち、11業者は露骨な違法行為に出るよう持ち掛けた。11中4業者は、原材

表1: 無登録象牙の買取り要請があった場合の、象牙業者の対応の合法性

無登録象牙買取り要請があった場合の象牙業者の反応	無登録のまま買い取る 象牙を買い取る		買取り前の登録を求める		
	(i) 買取り後は、転売目的で、真の所有者以外の者の名義で象牙を登録する（象牙の占有移転を受けて買取り予約をした後、偽装登録完了時点で所有権移転・代金決済を行う場合を含む）。	(ii) 買取り後は、象牙を製造原材料としてただちに切断するか、または無登録のまま転売する。	(iii) 虚偽の事実・証明できない事実に基づくことを明示的または黙示的に示しつつ、登録申請を代行する。	(iv) 売主自身に対して、虚偽の事実・証明できない事実に基づいて登録申請するよう勧める。	(v) 調査員の質問に対しては、登録要件や手続について説明するのみで、不正な登録申請の方法は指南しない。
合法性の評価	違法（無登録譲受＋虚偽登録）	違法（無登録譲受）	違法となる可能性が高い（虚偽登録）。		合法
業者数	7	4	11	8	7

料としてそのまま切断ないし転売する目的で、無登録のまま象牙を買い取ろうとした。11中7業者は、事後に自ら虚偽登録する前提で、無登録のまま象牙を買い取ろうとした。19の業者は、違法となる可能性が高い行為を勧めた。つまり、19中11業者は、調査員が虚偽の事実を述べて登録を受けられるよう登録手続を代行しようとした。19中8業者は、明示的または黙示的に、調査員が虚偽の事実を述べて登録を受けるよう勧めた。数業者は、象牙は中国へ輸出されること、日本国内で活動する中国人バイヤーにその象牙を買い取らせることが可能であることを示唆した。

この調査結果にもとづき、象牙の買取りを希望する調査員のとるべき行為として業者が示唆しまたは持ち掛けたことをタイプ分けし、表1に示した。全体の約30%に当たる業者は、調査員に明確に違法な行為を行うよう持ちかけている。全体の50%に当たる業者は、違法となる可能性が高い行為を持ちかけた。このように、全体の80%に当たる業者が、無登録象牙を国内市場に流入させるため、違法または違法となる可能性の高い助言やサービスをもちかけたことになる。法律を遵守した対応を示した業者は全体の20%にも満たなかった。

聴取結果抄録：業者の語る違法行為

- 「適当に書けばいいんですよ。平成2年以降は出ませんから、昭和のときに買ったってことにしたらいいんじゃないですかね。」
- 「平成2年以降はでませんから、**一番安心なのは昭和の時に買ったといってもらえばいいんじゃないでしょうか。**・・・何年に買ったと書類にそって書けば。どこの業者も買ってくれますから。」
- 「取ることはできますけど。第三者がどうのこうのと色々書くところはありますけれど。うちも、**しょっちゅうそういうことはやってますから。**」
- 「**うちは、来たらすぐにつぶしちゃいますから。**・・・ハンコとかいろんなものに。・・・骨董屋さんが買ってきてくれる。・・・骨董屋さんがとり方を教えて登録票つけて家に持ってくる。」
- 「あー、どなたから頂いたというよりも、15年前にいただいたというのが登録票を取るときに問題なんです。これ昭和じゃないですよね。(これ以降は)譲り渡す時は登録票をつけなければならないと決められている（時期より）後なんです。**それを正直に言ってしまいますと登録は取りづらいです。**・・・『昭和』という年代を入れておかないと登録を取るのが難しくなる。」
- 「**登録をするなら、本当のことは書くことはできないです**が、できないことはない。」
- 「それは　昭和のころ見たという文言が必要なんですが、年齢的におかしくないご友人の方に書いてもらうなり、あとはパソコンで打ち込むなりして名前のところだけ署名してもらえば。」
- 「私も今まで500件、600件とお付き合いしていますが、**後から調べに来たとか第三者の方に問い合わせがきたという話は1件も聞いていませんから。**」
- 「（登録を）取れない場合は返却。取れない場合は、処分します、ということで、ヤミじゃないと売れないことになります。」
- 「要するに、日本の印材屋さんみたいに登録があればということで、うちも取引させてもらっているんですが、登録が無い場合はヤミになってしまうので、馬鹿みたいな金額になってしまう。」
- 「闇だから伝票が切れないので。財産的な要素が強い。金やプラチナのように。」
- 「伝票を書かないので。どこで入手したかわからないんですね。追及できない。（買主が）誰かから買った、登録がいるとは知らなかった、と言えば、通らない話ではないので。うちで動いてみて、今、登録かけるのは3本位あるので、ついでに出せるので」
- 「私のお店は象牙に関するものも持ってはいるんですが、本当はいけないことなんですよ、取引に関しては。買わないことは無いんですが、**あくまでもお客さまと私が外部に一切漏らさないといいうことをお約束してくだされば。**例えば現金書留でやるとか、水面下でやらないと万一漏れてしまった場合は、お客様の方も追いかけられてしまうので。」
- 「**文章は嘘、書くんですけどね。**」
- 「私どもはお客様から、登録票が付いていても、いなくても、同じような評価で買い取らせていただき、それを法にのっとって私どもの名義で登録票を取らせていただきます。お客様は全く関係ない状態。書類は私どもになってから、責任を持って登録し、別のところに、象牙専門のところに買い取っていただくという経緯になるので。・・・個人の方がやると面倒くさい。それをやらせるというのは負担があるので、それをお客様にやっていただくことはできないので、私どもがやりますので」
- 「**（取得経緯のストーリーを）創らなければならないので。**大体ありきたりな。それをお客様にやっていただくことはできないので、私どもがやりますので、それ以降のことは心配ないです。」
- 「その方も言っていたかしりませんが、**象牙というのは今中国に流れるんです。**・・・完全に需要先は中国。・・・中国人がいなくなったらもうない。」
- 「日本語ができる中国人を介して、仕入れるところまでは良い。中国の国内に入れるまではなんとか頑張ると思いますけど。その先ですね。お金に変えるのが・・・堂々と売れない。」
- 「僕も直、中国人が相手なので、リアリティのある話です。ギリギリまでは値段付けさせてもらえるんで、古美術さんよりは良いと思う。日本人から日本人に売る場合は登録票が必要だし、ないと売買しない。安全パイ（リスクのない）商売です。もし私どもにお売りいただける場合は、静かに、登録票ついてないのに、買ってもらったと言わないで頂きたい。注意して頂けば。」
- 「登録票が無いのをふつうは買わないので、本当は登録票が無いと売り買いできないんですよ。・・・そうなんです、あればワシントン条約に引っかかるということで、登録票が必要なんですよ。・・・そっから先が売れないんですよ。ワシントン条約に引っかかって、**中国に行くんですよ**、最後。ああいうのは、たいてい。」

疑惑を呼ぶほどに大量な日本における象牙登録

日本では、合法的な条約適用前在庫といわれているホール・タスクが、2000年以来、疑惑を呼ぶほど大量に登録されてきた。また、1999年および2009年にCITESで認可、輸入された象牙を除いてなお、14,400本もの牙が1995年から2014年の間に登録された。

表2：日本におけるホール・タスクの年間登録量

年	登録本数	登録重量 (KG)
1995	2,252	40,354
1996	3,749	51,569
1997	347	5,952
1998	63	1,012
1999	5,501	50,347
2000	75	1,377
2001	119	2,070
2002	63	1,094
2003	75	1,529
2004	107	1,639
2005	252	3,877
2006	408	6,607
2007	358	5,558
2008	431	7,045
2009	3,664	43,461
2010	499	5,672
2011	1,137	11,566
2012	1,247	12,727
2013	1,342	12,490
2014	1,886	17,957
合計	**23,575**	**283,902**

図A: 日本における象牙（ホール・タスク）の登録　2000～2014年 (CITESの認めたオークションで落札された象牙の輸入があった2009年を除く)

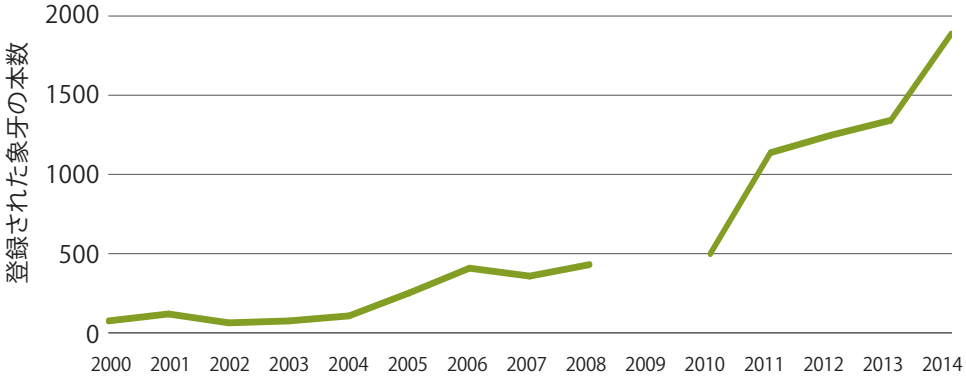

盛況な日本の象牙インターネット取引

現在、日本においてインターネットで販売されている象牙製品の量と種類を把握するためのサンプルを得るべく、日本人調査員が日本で指折りのeコマースの広告を調査した。対象は、米国を拠点とする"Yahoo! Inc."の関連会社である ヤフーの「Yahoo!ショッピング」と、日本でトップのシェアを誇るとともに国際的な成長も著しく米、英、独、加その他の国々に支店ないし関連会社を展開する楽天の「楽天市場」である。

調査員はまた、象牙販売の金額、象牙製品の種類、一定年数の間の傾向、その他象牙のインターネット取引について理解すべく、「Yahoo! オークション」の商品広告と過去の売上実績を調査した。

日本における象牙の違法取引の中心とインターネット・オークション・サイト

「Yahoo!オークション」において2005年から2014年までの過去10年間に落札された象牙に関するデータを購入し、解析した。[16]その結果、象牙製品の落札件数の驚くべき増加が確認された。落札件数は2005年以降徐々に増加し、2010年以降急激に増加する。

2012年から2014年の間だけでも、12トン[17]のホール・タスクおよびカット・ピースが落札されている。そこには800本以上のホール・タスクが含まれている（表3,4）。

表3: 「YAHOO! オークション」で落札されたホール・タスクの本数および重量 (2012 ～ 2014年)

年	本数	重量(KG)
2012	200	921
2013	239	1,043
2014	364	2,014
合計	**803**	**3,978***

*落札データの中には（本数のみが示され）重量が示されていないものもあるため、合計重量は、重量が特定されていたもののみの合計である(769/803)。これらの本数当たりの平均重量は、4.154kgである。

表4:「:「YAHOO! オークション」で落札されたカット・ピースの重量(2012～2014年)

年	落札件数	落札重量(KG)
2012	4,071	2,819
2013	5,983	2,312
2014	5,733	2,384
合計	**15,787**	**7,515****

**落札データの中には重量が示されていないものもあるため、合計重量は、重量が特定されていたもののみの合計である(13,749/15,787)。

2005～2014年の間、「Yahoo!オークション」は、2700万ドル（26億円）の象牙製品の落札があった。そのうち、2500万ドル（23億円）は2008～2014年の7年間に達成されたものである。2014年は1年間だけの落札額で680万ドル（6億9100万円）にものぼる。

落札件数でみると、2005年の「Yahoo! オークション」における象牙製品の件数はおよそ3,800件であり、2014年にはそれが27,000件にものぼっていることになる。 2012～2014年の間の詳細なデータを見ると、カット・ピースは毎年2トン以上が落札されている。

加えて象牙印章をみれば、このオークションサイトだけでも2012～2014年の合計で55,000もの本数が落札されている。これらはしばしばまとまった本数の印材セットとして出品されるが、落札後、1本1本について末端の顧客のために印影が彫刻されることになる（表5参照）。2005～2014年の間、「Yahoo! オークション」における象牙製品の落札は急上昇し、2005年の3,846件で6780万円の落札から2014年には2万7000件で6億9100万円の落札へと伸びているのである（図B参照）。

インターネット取引プラットフォームの濫用こそが、今日の日本における象牙の違法取引の焦点である。 そしてこの現状こそが、政府による監視の実効性の乏しさ、そして、象牙の違法取引に対抗して意味のある強制的措置をとる能力の不足またはそのような意思の欠如を雄弁に物語っている。

表5:「YAHOO!オークション」で落札された象牙印章の本数および落札価格(2012～2014年)

年	落札件数	落札価格（米ドル）	本数
2012	1,175	142,592（11,385,008円）	5,459
2013	2,682	387,235(37,790,287円)	23,267
2014	2,771	545,737(57,771,760円)	26,730
合計	**6,628**	**1,075,565 (106,947,055円)**	**55,456*****

***合計本数は、落札データにおいて本数が記載され、しかも付属品が付いていないない落札についてのみの合計

Eコマースにおける象牙販売調査

オークションサイトに加え、日本のオンラインショッピング・サイトでも象牙の販売は増加しており、その動向を主導する「Yahoo!ショッピング」と「楽天市場」がサイト上の広告を増やしている。しかし、参加している業者たちの間には、インターネット取引を行う象牙業者に対するもっとも基本的な法律上の遵守事項すら守られていない実態が広くみられる。

2015年8月のある1日における「Yahoo!ショッピング」と「楽天市場」における象牙製品の広告数を確認した。その結果、ともにおよそ6,000件を数えた。これら両サイトの広告商品の価格を合計すると510万ドル（6億3700万円）に達する。全体の広告の93%は、象牙印章に関するものであるが、印章といえば、違法に取引された象牙から大量に生産されてきたことが知られている。すなわち「タカイチ」は、日本最大の象牙製造会社であるが、同社は、2005年から2010年の間に推定1,600本もの無登録象牙の買取りをしていたと考えられている。この会社は、警視庁による捜査の後、前会長の高市景夫、その息子およびその他の者とともに、2011年、警察が押収した58本の無登録象牙譲受けについて起訴された。その結果、高市景夫は執行猶予付だが1年の懲役刑および象牙58本没収に、会社も罰金12,500ドル（100万円）に処するとの判決を言い渡された。[18]

落札代行業者を通じた象牙取引

オークションサイトを通じて象牙を購入し、これを日本から違法に輸出させるための手段として利用されるようになってきているのが落札代行業者である。落札代行業者にとって、海外のオークションサイトで商品を購入する顧客のために、そのサイトで出品されている商品を広告し、代行落札した商品を国際的に搬送することは、ごく普通の業務である。日本、中国、台湾その他の国々には、日本のウェブサイトに並ぶ商品の落札代行サービスを提供する会社が多数ある。このようなネットビジネスを行う会社が、世界中の顧客に対して、「Yahoo!オークション」や「Yahoo!ショッピング」のウェブサイトで出品、広告される象牙へのアクセスをもたらしている。

調査員は、落札代行業者のウェブサイトを通じて象牙が購入可能かどうか「本象牙」のキーワードを入力し、予備調査を行った。その結果、数千の象

図B: YAHOO! オークションにおける「本象牙」の総落札金額(円) 2005～2014年

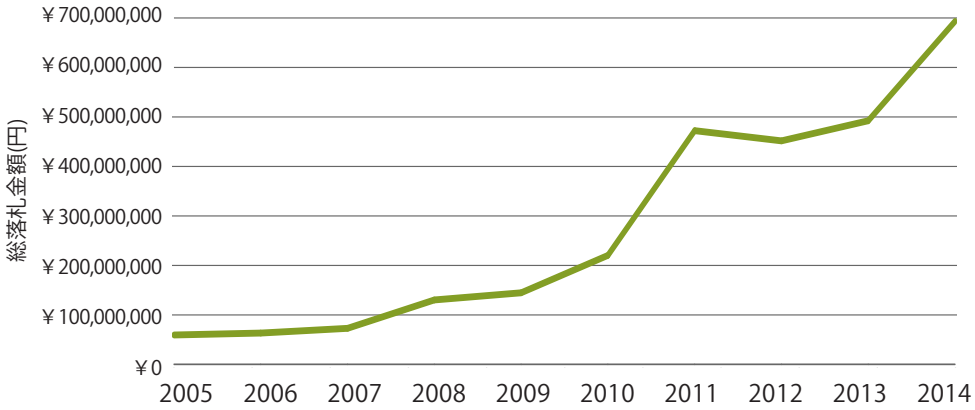

8,700本以上の「本象牙」製品が "Buyee"のサイトで発見された。"Buyee"は、「Yahoo!オークション」に出品された象牙製品の落札代行サービスを提供している。

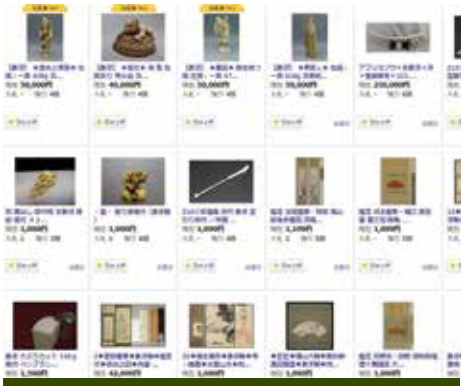

Yahoo!オークションに出品されている象牙製品

楽天市場で販売される象牙製品

牙製品が落札代行業者による落札・購入代行、輸出によって入手可能であることが判明した。ただし、製品のごく少数部分は、象牙製ではなく、「象牙色」をしたものであった。そこで調査員は、各落札代行業者によって提供可能な本象牙の量を推定するため、サイト上の広告の中からサンプルを抽出して解析し、各落札代行サイトで広告されている本象牙製品の合計数に外挿した。

今回の調査の結果、象牙の国際取引がCITESおよび日本の国内法によって禁止されているにもかかわらず、大量の象牙が落札代行業者を介し、国境を越えて売買することがオファーされていることが確認された。たとえば、"Japan　Order"は東京に本拠置き、海外の顧客専門に、世界中への貨物運送をオファーしているが、そのサイトでは2本のホール・タスクを含め推定640の象牙製品の出品が閲覧できた。このサイトは自動翻訳機能を備え、顧客に「日本で買って、世界のどこでも受け取れる」機会を提供している。"Buyee"は、日本に本拠を置き、そのサイトではYahoo!　に出品されている本象牙製品8,700以上の出品を閲覧することができた。

香港に拠点を置くJPWareのサイトでは、推定8,750の本象牙製品が閲覧できた。中国本土に拠点を置くShaogoodのサイトでは、「Yahoo!オークション」または「Yahoo!ショッピング」の推定5,700の本象牙製品が閲覧可能であった。台湾に拠点を置くLetaoのサイトでは、「Yahoo!オークション」の推定8,910の本象牙製品が閲覧可能であり、その99%が本物の象牙製品であることが分かった。韓国に拠点を置くHey　Japan　Koreaでは、「Yahoo!オークション」と「Yahoo!ショッピング」の両方の広告・出品商品を閲覧でき、本象牙製品の数は「Yahoo!オークション」では推定8,670、「Yahoo!ショッピング」では推定16,540にのぼった。

落札代行業者による日本から海外の需要先に向けた数千の象牙広告の展開は、政府の広範で根深い失敗によってもたらされた、日本における規制力の弱さと実効性の乏しさをより増幅する。象牙のインターネット取引に対する監視の欠如は、日本における継続した問題である。象牙は中国へ違法に移動し続け、中国に入って初めて、法執行官により捕捉されることになる。

インターネット取引と違法な輸出

2013年、環境省は種の保存法[19]規制対象種（象牙を含む）をオンライン上で広告する者に対して、登録関係情報を表示することを義務づけた。この法改正は、環境調査エージェンシー(EIA)(2010)やトラフィック(2010)(2012)による一連の報告書への対応として実施された。これらの報告書は、一貫してインターネット取引の象牙密輸に果たす役割の増大と日本が象牙のネット取引に対して十分な規制を行っているかどうかについて疑問を呈していた。

2010年、EIAは、「Yahoo!ショッピング」によるネット販売に関する報告書を公表した。そこでは66の象牙を取り扱う業者が把握されている。[20]

2014年3月、EIAの報告書「血塗られたeコマース」(原題："Blood　e-Commerce")では、「楽天市場」は、推定28,000の広告で象牙製品の購入を持ち掛けていた。うち90%は印章が占めている。[21]
2014年5月、トラフィック　イーストアジア　ジャパンは、日本の主要なeコマース、すなわち、日本最大のショッピングサイトである「楽天市場」、2大オークションサイトである「Yahoo!　オークション」および「楽天オークション」そして象牙の買取を広告している多数のウェブサイトを検証した。[22]

その結果、少なくとも57の業者が登録情報を表示しないか、または象牙を取り扱う事業者が種の保存法上求められている経済産業大臣に対する届出をせずに、象牙を取り扱っていたことがわかった。これらのうち、「楽天市場」の107中39業者、「Yahoo!　オークション」の19中10業者、それ以外の42中8業者が、届出をしていなかった。

「Yahoo!　オークション」による規制の遵守割合がもっとも低いこと、そして「Yahoo!　オークション」は象牙（ホール・タスクおよびカット・ピース）の販売がもっとも盛況なインターネット・サイトであることは重要な留意点である。

トラフィックと経済産業省および環境省との意見交換が行われ、またeコマース企業が調査の対象となっていたにもかかわらず、その後政府による

青島（チンタオ）の税関職員は、2015年4月、7つの荷物に隠されて日本から密輸出された18本の牙を示して見せた。Source: Qingdao Iqilu.

象牙の違法なネット取引を防止するための実のある強制的措置が取られたのかどうか定かでない。

日本から中国への象牙の移動は、変わらぬ問題であり続けている。「ゾウ取引情報システム」(ETIS)は、2005年以来、日本から中国へ移動した象牙の押収を追跡している。象牙の押収は、取引禁止後CITESで許された2度目の輸入を日本と中国が実施した後となる2009[23]年から顕著に増加している。合計1トン近くとなる象牙の日本から中国への移動が54回を超えて試みられた。[24]

もっとも最近では、2015年10月に、日本を出所とする804.4kgの象牙の大規模な押収が北京であった。[25]　この一件は、日本から中国への象牙の活発な密輸出の実態を描き出すものだった。北京森林警察によれば、この件は最大規模の取締りであった。そして香港を介して日本から中国本土へと広がる違法取引ルートを暴き出した。[26]

今回のEIAによる秘密調査の結果からいっても、違法象牙は、日本市場から中国への違法象牙の密輸が拡大していることは明らかである。

それ以外の押収事件をみると、象牙が「Yahoo!　オークション」のような日本におけるインターネット取引のプラットフォーム上で購入され、中国へ違法に輸出されていることが示されている。例えば、2011年、未加工象牙が「Yahoo!オークション」で落札され、中国へ郵送、中国税関によって発見されたというものである。[27]　捜査は、380kgの未加工及び加工象牙がこの方法を用いて密輸されたことを暴き出した。[28]　別件では、同じく「Yahoo!　オークション」で落札したものを郵送するという同様の方法によって実行された中国への密輸出の別ルートが摘発された。[29]　2010～2012年の間は、日本から中国のブラックマーケットへ密輸された象牙の押収量は全体で3,257kgにのぼる。[30]　日本は、象牙をインターネット取引その他の方法で象牙を購入し、中国へ輸出しようとする違法取引シンジケートによって明らかにターゲットにされている。しかし、上記中国での押収事件は、この違法な象牙の輸出が日本当局から何ら明確な介入を受けなかったことも示している。

日本の象牙組合の元理事長、高市景夫が2011年に逮捕され、58本の無登録象牙を譲り受けた事実について起訴された。高市が実質的に経営する（株）タカイチが2005～2010年の間に購入した無登録象牙は推定572～1,622本に及ぶ。それらの象牙は、印章に加工され、卸売業者に販売された。

CONCLUSION

日本の政策および行動は、2度にわたる象牙オークションの後遺症として劇的な密猟の増加を生じさせたことについて、主導的役割を果たした。 日本は、アフリカゾウ生息国と世界のCITES関係国・関係団体・関係者に対して、違法象牙が国内象牙市場に出回ることがないよう、厳格な強制措置を打ち立てるとした約束を反故にした。 EIAの調査は、日本が2度目のオークションによる象牙輸入の恩恵に浴した2009年のまさにそのとき以来、日本における象牙取引が不穏な隆盛を見せるようになった事実を白日の下にさらした。 ホール・タスクの新規登録数は、出所の合法性に不審のある牙を大量に受け入れた結果、2010年以来、その年の4倍に及ぼうかという勢いで増加している。 「Yahoo!　オークション」において落札された象牙は、2009年以来劇的に増加している。「楽天」や「Yahoo!」のショッピングサイトでは、海外顧客向けの国際的代行サービスが購入商品を輸出する体制を整える一方で、何千もの象牙製品が売りに出されている。

日本は、出所が疑わしい象牙であふれている。日本の法律では、それらが合法的な出所を有し、合法的に取得されたことを確約する証拠の一片さえも求められていないといって過言ではない。

その一方で、アフリカ諸国は壊滅的なゾウの密猟に苛まれている。2010～2012年の間だけでも、10万頭以上のアフリカゾウが密猟された。森林棲で、アフリカのわずか6か国に生息する、とくに希少なアフリカゾウの種（マルミミゾウ）は最悪の減少を余儀なくされている。これらの国ではマルミミゾウが減少していくことが示唆される一方で、日本は世界で唯一マルミミゾウの象牙に偏向的な需要を持つ国である。マルミミゾウの象牙は「ハード・アイボリー」とも呼ばれ、印章、根付、三味線の撥（バチ）、箸、など様々な製品の原材料に使われている。マルミミゾウは、2002年から2013年にかけて、その65％を失う減少を経験している。まさに切迫した状況なのである。

2015年11月6日、25のアフリカ諸国が、ベニンの首都の名を冠した「コトヌー宣言」を採択した。そこでは、残されたアフリカゾウを救うため、国内取引を含む世界の象牙取引を完全に禁止することが求められている。CITESでは1回限定の象牙取引が過去2度認められたが、その1度目の輸入から16年を経た今こそ、日本政府は象牙の取引規制が全くの失敗であったことを認め、アメリカ合衆国および中華人民共和国に加わって、象牙の国内取引すべての禁止に踏み出すべきである。

提言

EIAは、日本政府に対して以下の対応を提言する。

- すべての象牙の国内取引禁止をただちに実施すること。
- すべてのホール・タスクの登録禁止を直ちに実施すること。
- 1995年に遡って自然環境研究センターの登録事務を捜査するよう警察に促すこと。
- 象牙の違法取引および違法登録に関与したことが判明した象牙業者に対し、警察による捜査を開始すること。
- CITESにおいて、すべてのゾウの個体群を附属書Iに掲載する提案を支持すること。

WORKS CITED

1. CITES (2006). "Fifty-fourth meeting of the Standing Committee Geneva (Switzerland)." SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1), available at: https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/54/E54-26-1.pdf.
2. TRAFFIC (1997). "STILL IN BUSINESS: The Ivory Trade in Asia, Seven Years After the CITES Ban."
3. U.S. Senate Report (1998), "African Elephant Conservation Act Reauthorization"
4. CITES (2008). "Ivory auctions raise 15 million USD for elephant conservation." Press Release. Available at: https://www.cites.org/eng/news/pr/2008/081107_ivory.shtml.
5. CITES (2006). "Fifty-fourth meeting of the Standing Committee Geneva (Switzerland)." SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1), available at: https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/54/E54-26-1.pdf.
6. 種の保存法に基づいて（法第6条第1項）閣議決定された「希少野生動植物種保存基本方針」では、CITES附属書掲載種のうち「附属書Iに掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く」ものを、国内取引規制対象としての「国際希少野生動植物種」に選定するとされている。なお、以下では、以下の行為を総称して、「国内取引規制」と呼ぶこととする。ただし、以下の規制に実効性を与えるための手続的規制も含めた意味で用いることもある。
-譲渡・譲受（有償、無償を問わない）の禁止
-販売・頒布目的の陳列・広告の禁止
7. 登録関係事務は、環境大臣の登録を受けた者に行わせるものとされている（法第23条第1項）。これまでに環境大臣の登録を受けた「登録機関」は、一般財団法人自然環境研究センター（JWRC）のみである。
8. 登録されていないものの国内取引は禁止される（法第12条第1項）。また、登録されていないものを販売・頒布する目的で陳列・広告すること（ショッピング・サイトでの広告、オークション・サイトへの出品を含む）も禁止されている（法第17条）。
9. 種の保存法第22条第1項
10. 種の保存法第20条第1項、種の本法施行令第4条
11. 当該個体、器官またはそれらの加工品を国内で取得または国内に輸入した者が記載した、当該取得経緯を明らかにした書類（規則第11条第1項2号）
12. その添付が難しい場合は、これに代えて取得経緯を証明する書類を添付することができる（規則第11条第1項但書）。
13. 財団法人自然環境研究センター (2001),「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項の規定に基づく国際希少野生動植物の個体等の登録にあたっての運用方法の改善について」自然研第77－1号　平成13年12月27日
14. 環境省(2002), 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項の規定に基づく国際希少野生動植物種の個体等の登録に当たっての運用方法の改善について（回答），環自野第549号平成14年1月18日　環境省自然環境局野生生物課長
財団法人自然環境研究センター (2001),「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項の規定に基づく国際希少野生動植物の個体等の登録にあたっての運用方法の改善について」自然研第77－1号　平成13年12月27日
15. CITES (2007). "Review of the Proposals Submitted by Botswana, Namibia and Zimbabwe to Transfer their National Populations of LOXIDANTA AFRICANA From CITES Appendix I to Appendix II, Report of the CITES Panel of Experts on African Elephants, 7 February 1997."
16. Data on closing bids of "hon zouge" were obtained from a download service site, Aucfan (http://aucfan.com/).　12トンという重量は、803本のホール・タスクの重量(4,154 kg)と、カット・ピースの重量(8,638 kg)とを合計したもの。
17. 12トンという重量は、803本のホール・タスクの重量(4,154 kg)と、カット・ピースの重量(8,638 kg)とを合計したもの。
18. The Asia Times (2013). "Tusks' origins are too easy to hide." Available at: http://www.thetimes. co.uk/tto/news/world/asia/article3675641.ece.
19. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
20. EIA (2010). "Yahoo! Profiting From the Killing of Whales, Dolphins and Elephants." Available at: www.eia-global.org/PDF/Report--Yahoo--CetsElephants--April10.pdf.
21. EIA (2014). "Blood e-Commerce: Rakuten's profits from the slaughter of elephants and whales." Available at: https://eia-international.org/report/blood-e-commerce-rakutens-profits-from-the-slaughter-of-elephants-and-whales.
22. TRAFFIC (2015). "A Review of Online Ivory Trade in Japan." Available at: www.traffic.org/species-reports/traffic_species_mammals82.pdf.
23. TRAFFIC (2015). "Beijing Forest Police smash major wildlife trafficking ring," press release. Available at: http://www.traffic.org/home/2015/10/12/beijing-forest-police-smash-major-wildlife-trafficking-ring.html
24. Ibid.
25. Ibid.
26. Ibid.
27. Chuyuechun (2013). "Documentary of Chinese Customs Crack-Down on Ivory Smuggling." Beijing Daily.
28. Ibid.
29. Xinhua (2014). http://news.xinhuanet.com/legal/2014-08/06/c_1111962557.htm (in Chinese)
30. Ibid.

EIA – WASHINGTON, DC

PO Box 53343, Washington, DC 20009, USA
TEL +1 202 483 6621
FAX +1 202 986 8626
EMAIL info@eia-global.org

WWW.EIA-GLOBAL.ORG

EIA – LONDON

62/63 Upper Street, London N1 0NY, UK
TEL + 44 (0) 20 7354 7960
FAX + 44 (0) 20 7354 7961
EMAIL ukinfo@eia-international.org

WWW.EIA-INTERNATIONAL.ORG